

「瀬谷区寄り添い型学習支援事業業務委託契約」受託候補者特定結果

瀬谷区寄り添い型学習支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定し、次のとおり受託候補者を特定しました。

- 1 件名 瀬谷区寄り添い型学習支援事業業務委託
- 2 委託内容 生活困窮や養育困難等の複合的課題を抱えた世帯の利用者に対する学習支援及び相談業務
- 3 契約の相手方 特定非営利活動法人 教育支援協会南関東
- 4 評価結果

提案者	評価点数(375満点)	順位
特定非営利活動法人 教育支援協会南関東	297/375	1
A	285/375	2
B	252/375	3
C	197/375	4

5 評価基準・評価委員会開催経過等

- (1) 評価基準 別紙のとおり
- (2) 評価委員会開催経過等

第1回評価委員会	・開催日時: 令和6年1月15日 15時30分～16時15分 ・開催場所: 瀬谷区役所4階会議室 ・評価委員出席状況: 評価委員5名中4名出席(1名欠席) ・事務局: 瀬谷区生活支援課
第2回評価委員会	・開催日時: 令和6年1月22日 9時～12時、13時～14時、 14時30分～15時30分 ・開催場所: 瀬谷区役所3階特別会議室、3階会議室 ・評価委員出席状況: 評価委員5名中5名出席 ・事務局: 瀬谷区生活支援課

6 問い合わせ先

瀬谷区生活支援課事務係

TEL: 045-367-5711

FAX: 045-365-6351

E-mail: se-seikatsushien@city.yokohama.jp

瀬谷区寄り添い型学習支援事業業務委託 評価委員会 評価指標

● 評価：A（5点）、B（3点）、C（1点）、D（0点） ● 評価点数 = 評価 × 重要度

項目	評価	基準	評価 (A B C D)	重要度	評価 点数	最高点	判断 材料
1 業務実施方針	(1) 寄り添い型学習支援事業を取り巻く現状や理念、考え方について (寄り添い型学習支援事業への理念や考え方が優れているか。)	A	次のすべてに該当する。		× 2	10	様式 7-1
			国や本市の動向を踏まえ、生活保護世帯等の子育ての現状や課題を十分理解している。				
			学習支援や相談支援に対する理念や考え方を十分有していると認められる。				
			生活保護世帯等のおかれた生活や学習環境について、瀬谷区の地域特性をふまえ十分把握している。				
		B	Aの中で、いずれか2つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
		D	全く該当しない。				
	(2) 寄り添い型学習支援事業の業務実施方針について (子どものおかれた生活環境を踏まえた学習支援事業の実施方針が適切であるか。)	A	次のすべてに該当する。		× 2	10	様式 7-2
			学習支援及び相談支援の実施方針が明確かつ適切である。				
			実施方針を踏まえた事業運営の考え方が具体的かつ効果的である。				
学習支援により子どもの目標とする状態が明確かつ具体的な取組がある。							
B		Aの中で、いずれか2つに該当する。					
C		Aの中で、いずれか1つに該当する。					
D	全く該当しない。						
2 業務実施内容と実施手法	(1) 高等学校への進学を目的とした個別学習支援の取組について (進学に関する支援の視点で、対象者の学力把握や学習支援計画等の方針が優れているか。)	A	次のすべてに該当する。		× 2	10	様式 8-1
			対象者の学力把握及び授業の効果測定について、優れた工夫が見られる。				
			対象者の学力に沿った教材が準備されている。				
			対象者の個々の実情に応じた学習支援計画や進行管理方法、スタッフ間の情報共有が、具体的かつ実効性がある。				
			対象者の個々の実情に応じた支援スタッフの配置がされている。				
		B	Aの中で、いずれか2つ～3つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
		D	全く該当しない。				
	(2) 学習等に関する相談支援、情報の収集及び対象者と保護者への提供について (相談支援のための体制づくり、学習支援に関する情報の収集及び提供、区役所との情報共有についての考え方が優れているか。)	A	次のすべてに該当する。		× 2	10	様式 8-2
			対象者や保護者からの学習及び進学等に関する相談への対応方法が、具体的かつ実効性がある。				
			対象者が進学や進級するために必要な情報の収集方法が、具体的かつ実効性がある。				
			対象者や保護者に、情報等を提供するための方法が優れている。				
			区役所と情報共有して事業を実施する仕組みについて、優れた工夫が見られる。				
		B	Aの中で、いずれか2つ～3つに該当する。				
C	Aの中で、いずれか1つに該当する。						
D	全く該当しない。						

項目		評価	基準	評価 (A B C D)	重要度	評価 点数	最高点	判断 材料		
2	業務実施内容と実施手法	B	次のすべてに該当する。		× 2	6	様式 8-3			
			社会との接点が少ない子どもたちの現状や課題を十分理解している。							
			社会との接点を持って生きる力を身に付けるための講座や課外活動が、具体的かつ実効性がある。							
			(子どもたちが社会性やコミュニケーション能力等の生きる力を身に付けるための取組、考え方が優れているか。)							
C	Bの中で、いずれか1つに該当する。									
D	全く該当しない。									
B	次のすべてに該当する。		× 2	6	様式 8-4					
	中退防止のための支援の取組や方法が、明確かつ実効性がある。									
	高校生等の社会的な自立に向けての支援について、明確かつ実効性がある。									
	(4) 高等学校等定着支援の取組について(高等学校等へ進学した子どもたちの社会的自立に向けた取り組みが優れているか)									
C	Bの中で、いずれか1つに該当する。									
D	全く該当しない。									
3	業務実施体制	A	次のすべてに該当する。		× 2	10	様式 9-1 9-2			
			実施方針や運営の考え方を踏まえた職員の確保や配置が、具体的かつ実効性がある。							
			支援スタッフの確保のための計画が、具体的かつ実効性がある。							
			支援スタッフへの指導・育成の考え方が、具体的かつ計画的である。							
		職員、支援スタッフの研修計画が、具体的かつ実効性がある。								
		B	Aの中で、いずれか2つ～3つに該当する。							
C	Aの中で、いずれか1つに該当する。									
D	まったく該当しない。									
4	業務実施上の管理運営体制	A	次のすべてに該当する。		× 1	5	様式 10-1			
			区役所との協働、連携に対する考え方が適切である。							
			対象者や保護者の意見、要望の把握、苦情等に対する対応方法が優れている。							
			事故防止等のリスクマネジメントについての考え方や計画内容が適切である。							
		B	Aの中で、いずれか2つに該当する。							
	C	Aの中で、いずれか1つに該当する。								
	D	まったく該当しない。								
	A	次のすべてに該当する。						× 1	5	様式 10-2
		個人情報保護等の情報管理についての考え方や計画内容が適切である。								
		個別学習支援時の対象者のプライバシーへの配慮の考え方が適切である。								
相談支援時の対象者や保護者のプライバシーへの配慮の考え方が適切である。										
B		Aの中で、いずれか2つに該当する。								
C		Aの中で、いずれか1つに該当する。								
D	まったく該当しない。									
(1) 業務実施における管理運営の考え方について(区役所との協働、連携、対象者や保護者の意見等の把握、リスクマネジメントの考え方が優れているか。)										
(2) 個人情報保護管理やプライバシーの配慮の考え方について(個人情報保護管理や個別学習支援、相談支援時のプライバシーへの配慮の考え方が優れているか。)										

項目		評価	基準	評価 (A B C D)	重要度	評価 点数	最高点	判断 材料
5 収支 予算 書	(1) 収支予算について (業務を安定的に実施できる収支予算であるか。)	B	次のすべてに該当する。		× 1		3	様式11
			提案内容と事業費のバランスが取れ、効率的な事業の執行が見込まれる。					
		人件費、事業費等の必要経費が妥当な内容である。						
		C Bの中で、いずれか1つに該当する。						
D まったく該当しない。								
合計						/ 75		